

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）約款（法人口座用）

旧

2024 年 11 月

暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）約款（法人口座用）

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。顧客（以下「お客様」という。）は、日本法に基づき正式に設立された法人であり、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。お客様は、当社の提供する FXTF GX-暗号資産 CFD 取引システムを利用した暗号資産関連店頭デリバティブ取引（以下「本取引」という。）の利用申し込みの際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また本取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において本取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

新

2026 年 9 月

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）約款（法人口座用）

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。顧客（以下「お客様」という。）は、日本法に基づき正式に設立された法人であり、「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。お客様は、当社の提供する FXTF GX-暗号資産 CFD 取引システム及び FXTF MT5-暗号資産 CFD 取引システムを利用した暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のうち、お客様が申込みをされ、当社が口座開設を承諾した取引（以下「本取引」という。）の利用申し込みの際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また本取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において本取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

合 意 条 項

(中略)

第 2 条 (法令等の遵守)

- (1) お客様は、本取引を行うにあたり、本取引約款の他、「金融商品取引法」及びその他の法令諸規則、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとする。
- (2) 本取引約款に定めのない事項は、「インターネット取引規則」その他当社規程又は取引ルールのほか、法令・諸規則、**外国為替**市場の慣習によるものとする。
- (3) 当社は「金融商品取引法」及び関連法令諸規則の範囲内でのみお客様に対し義務が発生するものとする。

(中略)

第 4 条 (リスクの確認と自己責任原則)

お客様は「暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書」を熟読し、本取引の内容、特徴、仕組み及び「暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書」に記載された「暗号資産 CFD」のリスク等重要事項、及び本取引約款に記載されている事項及び次の各号をすべて承諾して、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。

- ① 対象とする暗号資産価格の変動や、レバレッジ手数料により差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。
- ② 当社の本取引は取引所取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所

合 意 条 項

(中略)

第 2 条 (法令等の遵守)

- (1) お客様は、本取引を行うにあたり、本取引約款の他、「金融商品取引法」及びその他の法令諸規則、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとする。
- (2) 本取引約款に定めのない事項は、「インターネット取引規則」その他当社規程又は取引ルールのほか、法令・諸規則、**暗号資産**市場の慣習によるものとする。
- (3) 当社は「金融商品取引法」及び関連法令諸規則の範囲内でのみお客様に対し義務が発生するものとする。

(中略)

第 4 条 (リスクの確認と自己責任原則)

お客様は、**本取引に係る**「暗号資産**等**関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書」を熟読し、本取引の内容、特徴、仕組み及び**本取引に係る**「暗号資産**等**関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書」に記載された「暗号資産 CFD」のリスク等重要事項、及び本取引約款に記載されている事項及び次の各号をすべて承諾して、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。

- ① 対象とする暗号資産価格の変動や、レバレッジ手数料により差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。

の暗号資産レートが当社のもものと異なる場合があること。

- ③ 少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失が生じる危険性のあること。
- ④ ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失が生じる危険性のあること。
- ⑤ ロスカットルールに関わらず、最終的なリスク管理の責任は当社ではなくお客様ご自身にあること。
- ⑥ 当社の相手先銀行の破綻等により取引制限が生じるリスクがあること。
- ⑦ インターネット、コンピューターにおける固有のリスクがあること。
- ⑧ 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。

第5条（本取引）

- (1) 当社が取り扱う本取引は次の通りとする。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引 【FXTF GX-暗号資産 CFD】

- (a) 本取引約款において【FXTF GX-暗号資産 CFD】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる暗号資産 CFD 取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。
- (b) 本取引は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引であるが、第8条第1項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

② 当社の本取引は取引所取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の暗号資産レートが当社のもものと異なる場合があること。

- ③ 少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失が生じる危険性のあること。
- ④ ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失が生じる危険性のあること。
- ⑤ ロスカットルールに関わらず、最終的なリスク管理の責任は当社ではなくお客様ご自身にあること。
- ⑥ 当社の相手先銀行の破綻等により取引制限が生じるリスクがあること。
- ⑦ インターネット、コンピューターにおける固有のリスクがあること。
- ⑧ 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。

第5条（本取引）

- (1) 当社が取り扱う本取引は次の通りとする。

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引 【FXTF GX-暗号資産 CFD】及び【FXTF MT5-暗号資産 CFD】

- (a) 本取引約款において【FXTF GX-暗号資産 CFD】及び【FXTF MT5-暗号資産 CFD】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる暗号資産 CFD 取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。但し、【FXTF MT5-暗号資産 CFD】では、お客様は、自らの意思と判断で本取引システムに搭載された機能を利用し、本取引の自動売買プログラムをインストールすることにより、係る取引及びその結果に関する全ての責任がお客様自身に帰属する前提で機械的に自動売買を行うことができる。
- (b) 本取引は、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引であるが、第8条

第1項に定めるロールオーバー

取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う本取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、本取引用の「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) 本取引の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。
- (4) 当社は、お客様の**本取引口座**開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

（中略）

第9条（売買注文の明示）

- (1) お客様が【FXTF GX-**本取引**】において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 暗号資産の銘柄

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う本取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、本取引用の「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、**レバレッジ手数料**等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) 本取引の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。
- (4) 当社は、お客様の**取引専用口座**開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

（中略）

第9条（売買注文の明示）

- (1) お客様が【FXTF GX-**暗号資産 CFD**】及び【FXTF MT5-**暗号資産 CFD**】において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 暗号資産の銘柄

- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

第 10 条（売買注文の種類及び受付）

- (1) お客様が当社との間で行う本取引に関して、「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいい、「指値注文」とは価格を指定する注文をいう。その他の注文方法については当社が別途定めるものとする。
- (2) お客様が本取引を利用できる時間は、当社が別途暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書「8.暗号資産 CFD 要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

（中略）

第 14 条（取引内容の確認）

- (1) 取引注文の内容、約定内容については第 2 項の方法により、その更新の都度お客様ご自身で確認するものとする。

（中略）

第 18 条（証拠金の預託）

- (1) お客様は本取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が

- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

第 10 条（売買注文の種類及び受付）

- (1) お客様が当社との間で行う本取引に関して、「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいい、「指値注文」とは価格を指定する注文をいう。その他の注文方法については当社が別途定めるものとする。
- (2) お客様が本取引を利用できる時間は、当社が別途本取引に係る暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書「8.暗号資産 CFD 取引要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

（中略）

第 14 条（取引内容の確認）

- (1) 取引注文の内容、約定内容については、その更新の都度お客様ご自身で確認するものとする。

（中略）

第 18 条（証拠金の預託）

- (1) お客様は本取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が

当社に預託する証拠金その他**本取引口座**に係る金銭に対して、当社は付利しない。

(2) 本取引に必要な証拠金の預託

- (a) お客様は、本取引を行うに際し、当社が別途暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書「8.暗号資産 CFD 要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。
- (b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引証拠金率が適用されるものとする。
- (c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。
- (d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。

- (3) お客様は各口座の出金可能額の範囲内でデリバティブ口座内の他の口座に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の口座の出金可能額から即時控除するものとする。

第 19 条（デリバティブ口座からの出金）

- (1) お客様は、各口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。
- (2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、原則として、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛てに日本円で返還する。
- (3) デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全

当社に預託する証拠金その他**取引専用口座**に係る金銭に対して、当社は付利しない。

(2) 本取引に必要な証拠金の預託

- (a) お客様は、本取引を行うに際し、当社が別途**本取引に係る**暗号資産**等**関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書「8.暗号資産 CFD **取引要綱**」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。
- (b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引証拠金率が適用されるものとする。
- (c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。
- (d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。
- (3) お客様は各口座の出金可能額の範囲内でデリバティブ口座内の他の口座に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の口座の出金可能額から即時控除するものとする。

第 19 条（デリバティブ口座からの出金）

- (1) お客様は、各口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。
- (2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、原則として、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛てに日本円で返還する。
- (3) デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全

部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書 8. 暗号資産 CFD 取引要綱「13.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

- (4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本条（2）における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の午前 9 時前（午前 9 時を含まない。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、午前 9 時以降（午前 9 時を含む。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。
- (6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。

第 20 条（ロスカット／強制決済）

- (1) 当社は、上記第 18 条第 2 項（c）に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (2) 当社は、上記第 18 条第 2 項（d）に定める全体証拠金率を当社が定める一定の水準以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あ

部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、**本取引に係る暗号資産等**関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書 8. 暗号資産 CFD 取引要綱「13.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

- (4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本条（2）における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の午前 9 時前（午前 9 時を含まない。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、午前 9 時以降（午前 9 時を含む。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。
- (6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。

第 20 条（ロスカット／強制決済）

- (1) 当社は、上記第 18 条第 2 項（c）に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (2) 当社は、上記第 18 条第 2 項（d）に定める全体証拠金率を当社が定める一定の水準以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あ

るときは、そのポジションを処分する順序は、本取引においては損失の大きいものから順に処分される。なお、取引の状況により処分されるポジションの順序が異なる場合がある。

- (4) 第 1 項乃至第 3 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。
- (5) 当社が本条第 1 項乃至第 3 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。
- (6) 通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、本条第 1 項の強制決済が執行されうることをお客様は理解するものとし、強制決済を防止する目的での入金には余裕をもって行うものとする。
- (7) 第 1 項の強制決済は、第 18 条及び本条第 1 項の強制決済の基準になる価格で約定することを保証しない。
- (8) お客様について、第 22 条 1 項の各号の事由のいずれかが生じたとき当社が認めた場合には、当社は、通知、催告等を要せず、当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことができるものとする。

（中略）

第 22 条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は本取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。

るときは、そのポジションを処分する順序は、本取引においては損失の大きいものから順に処分される。なお、取引の状況により処分されるポジションの順序が異なる場合がある。

- (4) 第 1 項又は第 2 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。
- (5) 当社が本条第 1 項又は第 2 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。
- (6) 通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、本条第 1 項の強制決済が執行されうることをお客様は理解するものとし、強制決済を防止する目的での入金は余裕をもって行うものとする。
- (7) 第 1 項の強制決済は、第 18 条及び本条第 1 項の強制決済の基準になる価格で約定することを保証しない。
- (8) お客様について、第 22 条 1 項の各号の事由のいずれかが生じたとき当社が認めた場合には、当社は、通知、催告等を要せず、当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことができるものとする。

（中略）

第 22 条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は本取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。

- (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
- (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
- (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
- (e) メールアドレス、電話番号の変更等により、当社がお客様に連絡がとれなくなったとき。
- (f) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
- (g) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき。
- (h) お客様の**本取引口座**開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき。
- (i) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に
関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断したとき。

(中略)

第 25 条（通知の効力）

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、本取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は**自宅もしくは職場住所**に宛てた本取引に関する当社の通知が、電子メー

- (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
- (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
- (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
- (e) メールアドレス、電話番号の変更等により、当社がお客様に連絡がとれなくなったとき。
- (f) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
- (g) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき。
- (h) お客様の**取引専用口座**開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき。
- (i) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に
関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断したとき。

(中略)

第 25 条（通知の効力）

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、本取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は**所在地等**に宛てた本取引に関する当社の通知が、電子メールアドレスの変更、

メールアドレスの変更、転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。

- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

第 26 条（届出事項の変更）

- (1) お客様は、氏名、電子メールアドレス、住所もしくは所在地その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社の定める方法により変更手続きをするものとする。当社は当該届出の受理を確認するものとする。
- (2) 当該変更手続きがなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとする。

（中略）

第 34 条の 2（外国人 PEPs）

- (1) お客様は、犯罪収益移転防止法等に規定される外国人 PEPs に該当しないことを表明するものとする。該当する場合または該当することとなった場合は、当社にすみやかに申し出ることとする。
- (2) お客様が外国人 PEPs に該当することが判明した場合、お客様の取引毎に当社が指定する方法で本人確認を行い、その確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限できるものとする。
- (3) お客様が外国人 PEPs であるか否かに関する申告において、虚偽の申告または申告すべき事項を申告しない場合は、当社は取引約款を終了することができるものとする。

転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。

- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

第 26 条（届出事項の変更）

- (1) お客様は、氏名（名称、商号等を含む）、電子メールアドレス、住所もしくは所在地その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社の定める方法により変更手続きをするものとする。当社は当該届出の受理を確認するものとする。
- (2) 当該変更手続きがなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとする。

（中略）

第 34 条の 2（外国人 PEPs）

- (1) お客様は（法人の場合、実質的支配者）、犯罪収益移転防止法等に規定される外国人 PEPs に該当しないことを表明するものとする。該当する場合または該当することとなった場合は、当社にすみやかに申し出ることとする。
- (2) お客様（法人の場合、実質的支配者）が外国人 PEPs に該当することが判明した場合、お客様の取引毎に当社が指定する方法で本人確認を行い、その確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限できるものとする。
- (3) お客様（法人の場合、実質的支配者）が外国人 PEPs であるか否かに関する申告において、虚偽の申告または申告すべき事項を申告しない場合は、当

(中略)

第 36 条（規則等の変更通知）

当社は、本取引約款の他、暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書及び付属添付書類等の内容に変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に通知するものとする。

第 37 条（本取引約款の変更）

- (1) 本取引約款の他、暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書及び付属添付書類等に定める各条項の内容は、法令の変更、監督官庁の指示・指導もしくはその他必要が生じたときに随時変更される場合があることを確認する。当社は行おうとする変更の申し入れを本取引約款に定める方法により通知し、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更の申し入れに同意したものとする。
- (2) 異議の申し出とは、不同意を明記した書面の提出または電子メールにより送信をすることとする。
- (3) 本取引約款は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更される場合がある。変更を行う旨、変更後の規定の内容、及び効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知する。
- (4) 前 2 項に係わらず、第 1 項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買以外のお取引をされた場合は、本取引約款の変更に同意したものとみなす。

(以下略)

社は取引約款を終了することができるものとする。

(中略)

第 36 条（規則等の変更通知）

当社は、本取引約款の他、本取引に係る暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書及び付属添付書類等の内容に変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に通知するものとする。

第 37 条（本取引約款の変更）

- (5) 本取引約款の他、本取引に係る暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD）取引説明書及び付属添付書類等に定める各条項の内容は、法令の変更、監督官庁の指示・指導もしくはその他必要が生じたときに随時変更される場合があることを確認する。当社は行おうとする変更の申し入れを本取引約款に定める方法により通知し、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更の申し入れに同意したものとする。
- (6) 異議の申し出とは、不同意を明記した書面の提出または電子メールにより送信をすることとする。
- (7) 本取引約款は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更される場合がある。変更を行う旨、変更後の規定の内容、及び効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知する。
- (8) 前 2 項に係わらず、第 1 項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買以外のお取引をされた場合は、本取引約款の変更に同意したものとみなす。

(以下略)